

1. 平成28年第1回郡上市議会定例会議事日程（第8日）

平成28年3月18日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程3 議案第5号 郡上市情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 日程8 議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程17 議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算について
- 日程18 議案第35号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程19 議案第36号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程20 議案第37号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程21 議案第38号 平成28年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程22 議案第39号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程23 議案第40号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程24 議案第41号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計予算について

- 日程25 議案第42号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程26 議案第43号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程27 議案第44号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程28 議案第45号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程29 議案第46号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程30 議案第47号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第48号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第49号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第50号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第51号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第52号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第53号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第54号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第55号 平成28年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程39 議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程40 議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程41 議案第58号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程42 議案第59号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程43 議案第60号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程44 議案第61号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程45 議案第62号 第2次郡上市総合計画基本構想について
- 日程46 議案第64号 財産の無償譲渡について（高鷲町ひるがの地内）
- 日程47 議案第65号 財産の無償譲渡について（和良町安郷野地内）
- 日程48 議案第66号 財産の無償譲渡について（上土京集会所）
- 日程49 議案第68号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程50 議案第1号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の制定について
- 日程51 議案第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について
- 日程52 議案第3号 免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書について
- 日程53 請願第1号 安全保障関連2法（「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」）の廃止を求める意見書採択についての請願書
- 日程54 請願第2号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止を求める意見書採択についての請

願書

日程第55 請願第3号 消費税10%への引き上げ中止を求める請願書

日程第56 陳情第1号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について

日程第57 陳情第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

日程第58 報告第2号 専決処分の報告について

日程第59 議報告第4号 議会改革特別委員会の報告について

日程第60 議発第4号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	教 育 長	青 木 修
市長公室長	田 中 義 久	総 務 部 長	三 島 哲 也
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	山 下 正 則	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	教 育 次 長	細 川 竜 弥
会計管理者	佐 藤 宗 春	消 防 長	川 島 和 美

郡上市民病院
事務局 長 尾 藤 康 春

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課 長 古 川 義 幸

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、2月22日開会以来、それぞれの出務、御苦勞さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 田中康久君、3番 森喜人君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第18号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定についてから日程16、議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてまでの15議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました15議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例14議案につきまして、平成28年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定について。

総務課長から、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求に伴う、審査庁が審査・採決を行うに当たっての諮問機関として、市に行政不服審査会を設置する等所要の規定を整備するとの説明を

受けました。

審査の中で、委員から審理員について質問があり、弁護士の法的な素養を有する有識者を、その都度非常勤の特別職職員として採用する予定であるとの説明がありました。

標準審理期間の設定について質問があり、行政不服審査法では、審査庁は、採決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めようと努めるものとされており、案件によって、具体的にどの程度の期間を設定すべきとの規定ではなく、あらかじめ標準的な期間を定めるものとする規定となっているとの説明がありました。

争点等事前整理手続の導入について質問があり、行政不服審査法では、審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり、または錯綜している場合などで、迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係者を招集し、審理手続の申し立てに関する意見の聴取を行うことができる規定となっているとの説明がありました。

審査請求が多い場合は、審理員が1人に対応できるかとの質問があり、郡上市としては、これまで審査請求の実績はない。総務課が事務局として補佐するため、十分に対応できると考えているとの説明がありました。

審査会の委員の守秘義務違反について質問があり、第12条で、違反した場合の罰則規定を設けているとの説明がありました。

審査請求の制度はどのように活用されるのかとの質問があり、審査請求は、市職員の対応に係るものを対象とするものではなく、行政が行った処分に対するものであり、全ての行政に対する不服が対象になるものではないとの説明がありました。

審査請求が却下された場合について質問があり、採決に異議がある場合は、行政事件訴訟法に基づく裁判手続となるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市情報公開条例等の一部を改正する条例について。

総務課長から、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布に伴い、郡上市情報公開条例、郡上市個人情報保護条例、郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例、郡上市行政手続条例、郡上市手数料条例の所要の規制を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

総務課長から、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布に伴う、引用法令及び条文の改正、手数料規定の追加等所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から固定資産評価審査委員会が審査をした実績はあるかとの質問があり、平成22年度に1件の審査を行っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、平成28年4月1日以降新たに設置する、農地利用最適化推進委員、行政不服審査会委員、白山文化博物館運営委員会委員を規定に追加するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から弁護士などを本条例に規定する委員にする場合の日当として日額6,000円は適当かとの質問があり、情報公開・個人情報保護審査会や他の委員会の委員との整合を図っているとの説明がありました。

白山文化博物館運営委員会の設置について質問があり、学識経験者等を5人予定し、任期は2年である。白山文化の中核的施設として一層の集客力を高めるため、博物館の展示、広報等の運営に対し適切な助言、指導、協力を得る体制を築きたいとの説明がありました。

市民の声を反映させるための運営委員会等の今後の設置について質問があり、市民の声を反映させることは大事なことであり、委員会を設置して、特定の方から意見を聞く方法もあるが、市民との懇談会のように、そのときに集まられた方たちから聞く方法もある。どのような方法とするかは、目的に従って個別に判断することとなるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、上土京集会所について、公の施設としての位置づけを廃止するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から土地の所有者について質問があり、市有地であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

総務課長から、郡上市議会議員に政務活動費を交付するために条例を定めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から報酬等審議会での審議状況について質問があり、審議会委員からは、政務活動費が議員の資質の向上や活動の活性化に反映されるのであればよいのではないかと。市民の血税で賄われるという意識を持ち、市民に理解される使い方をしていただきたい。透明性の確保をしっかりやってほしいといった意見があったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

人事課長から、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から義務教育学校の内容について質問があり、小学校から中学校までの教育を一貫して行うもので、校長は1人である。小学校段階の前期課程、中学校段階の後期課程に区分されるとの説明がありました。

第8条中にある「公務の運用に支障がある場合」とはどういった場合かとの質問があり、他の業務等で職員が手薄になっている場合等を想定しているとの説明がありました。

早出遅出勤務の実態について質問があり、現在育児または介護のため早出遅出勤務を行っている職員はいないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

人事課長から、附則第5条に定める他の法令による給付との併給調整について、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、調整率を改正する等所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

人事課長から、平成27年人事院勧告等に基づき、職員の給与の引き上げ及び期末・勤勉手当の支給率の引き上げを行うなど、給与の適正化を図るため所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から人事評価制度によって給与に差がつくことについて質問があり、郡上市は既に役割達成度評価と職務行動評価を導入しており、その評価をそれぞれ6月と12月の勤勉手当に反映させている。また、昇格や昇給にも評価結果を活用している。評価をする際には、職員に対して面談により指導等を行っており、職員のやる気を引き出し、能力を高めることを目的とし、総合力としての底上げを目指すものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

人事課長から、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から6級以下の職務にある者の例について質問があり、部長級以下の職員に適用する旅費で、車賃の場合は1キロメートル37円、1夜の宿泊料が9,800円であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

人事課長から、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、第3条に規定する人事行政の運営に関して任命権者が報告しなければならない事項に、職員の人事評価の状況を追加する等所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、任命権者から報告を受けた市長はその内容を公表するののかとの質問があり、毎年、広報郡上に「市の人事行政の運営状況」を掲載し公表しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第15号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

情報課長から、八幡町野々倉地区における移動通信用無線基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第16号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、新たに流通してきた設備及び器具を条例別表3に追加する等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第17号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、行政不服審査法の全部改正及び同施行令の公布並びに非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、附則第5条に定めるほかの法律による給付との調整部分について、傷病補償年金等の調整率を改正する等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
以上、報告をいたします。郡上市議会議長 尾村忠雄様。総務常任委員会委員長 清水正照。
以上でございます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、平成28年3月2日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について。

農林水産部長から、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から

市町村長の選任制に変更となり、さらに農業委員会の中に農地利用最適化推進委員を設置することになった。農業委員の定数を現行の28人から改正後の法定数上限の19人とし、推進委員の定数を農業委員と同数の19人とする条例を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から定数の考え方について質問があり、農業委員については、あくまで市全体での選任であり地区ごとに定めるものではない。また推薦に加え一般公募もあるため、市外から応募の可能性もあり、定数を超えた場合は選考委員会によって選考する場合もあるとの説明がありました。

選考方法について質問があり、構成要件などもあるため、農業委員会総会において推薦依頼先についての方向性を定め、各振興事務所の意見も聞きながら、地域の実情も考慮して調整したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。お願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市行政不服審査法施行条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市情報公開条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするもので

あります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第17号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものがあります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第34号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程17、議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

予算特別委員長、17番 美谷添生君。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算につきまして、2月24日、25日、26日及び29日に予算特別委員会を開催し、審査をいたしましたので、報告をいたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告をいたします。

議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算について。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、報告をいたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 平成28年度一般会計予算案に対し反対討論を行います。

予算の全体構成を大まかに見てみますと、今年度の公債費は48.2億円、これはマイナス3.6億円
昨年比、構成比では17.29%です。一方で、普通建設事業費は50.9億円、5.8億円の増、構成比は
18.26%です。昨年度も1人当たりの普通建設事業費の額は県下で1位でした。今年度も非常に高
い額ではないでしょうか。

一方、扶助費は31.0億円、マイナス800万円、構成比は11.11%です。昨年は1人当たりの額では
県下で5位でした。ほかの市が扶助費をふやせば、郡上市は少し下がるかなというように見ており
ます。

今年度、市長は市債の通常債の23億円を25億円に見直して24.4億円に増額をしています。このよ
うな経済状況の中、少しでも普通建設事業費をふやし、地域経済にいい影響を与えたいという願い
はわかりますが、これまで、そうした意図で進められた大型建設事業の推進は、国民にとって借金
がふえ負担が残るという結果をもたらしました。郡上でも同じような傾向であったと考えておりま
す。

郡上市民の暮らしは決して裕福ではありません。国民年金の平均受給額は4万数千円と聞いてい
ますが、本当に苦しい状況にあるのです。お年寄りばかりでなく、若い人や、中高年の勤労市民の
生活も決して楽ではありません。労働者の賃金を引き上げ、中小企業の営業が少しずつ向上してい
くような、働けば希望が見えてくる、市の支援策が求められています。

確かに、ことしの予算を見ますと、産業振興や雇用の対策がいろいろと計画されています。しか
し、これらの取り組みによって、具体的な効果や成果がもたらされることは単純には期待できませ
ん。これまで公債費適正化計画を掲げ、繰上償還をしながら市債残高を減らしてきた日置市長の財
政運営は、一定の評価をしてきましたが、今回の見直しはその努力に水を差すことにならないでし
ょうか。財政調整基金を活用することによって、公債費率を確実に下げていくことはできないでし
ょうか。投資的経費をもっと削減し、公債費比率をもっと下げる考えはないのでしょうか。福祉の
充実、暮らしの支援、効果的な産業振興と、その中での税収増を図ることが重要であると考えます。

次いで、マイナンバー制度に対する危惧を持たざるを得ません。漏えいや成り済ましによる被害
が心配されており、今議会の補正予算でもセキュリティーのための新たなシステムの導入が必要に
なり、国は計画を立てた後になってあれこれと対策を押しつけてくる。しかも、この制度が本当に
市民にとって必要で有効なものかどうか大きな疑問が出されています。

また、一般会計から国保会計の国保税軽減のための繰入が行われておりますが、今年度、再度減額されました。平成23年度に国保税が10%引き上げられてから、国保加入者の国保税負担が重くなったのに、その重い負担を軽減するために一般会計から1億円、また基金からも1億円、そうして繰り入れて市民の負担を軽減するという名目でしたが、その翌年からは7,500万円にこの繰入が引き下げられ、今日まで来ており、今年度は3,500万円に引き下げられました。基金も同様になっております。国保加入者の負担だけがそのままとなっています。

八幡公民館が自衛隊広報官へ小学生を募集する企画についての、報道といたしますか、ビラがありました。この計画は問題があると考えて、その問題点を指摘しておきます。自衛隊については、国民の間に災害救助活動などで一定の理解と評価があることは事実です。しかし、政府が集団的自衛権の行使を容認したこと、海外での戦闘地域での活動を可能としたことで、自衛隊が他国の戦争に巻き込まれるようになったことも事実です。それは戦争放棄を定めた憲法9条から逸脱するものであり容認できないとする考えもまた国民の中で多数です。

しかも、最近の日本政府は、周辺国の水爆実験やミサイル発射、南シナ海の小島での滑走路や軍事施設を造成することに対して、過剰な反応を強めています。これらの近隣の国々の動きに対し、軍事で対応しようとしており、一層この地域の緊張を高めています。昨年9月の安保法成が強行採決され、自衛隊が海外の戦闘地域に出動できる制度がつけられました。既に、米軍との共同演習や共同指揮体制が着々と進められています。明らかに、戦争を放棄した憲法9条に違反しており、多くの国民が安倍政権の判断は間違っていると批判をし、行動に立ち上がっております。

このようなときに、意見が分かれる自衛隊の施設見学に、小学生を対象に公的機関が企画、募集することは、公正を欠くのではないのでしょうか。

今日の世界は非常に危険な状況にあり、多くの避難民が毎日のように生まれ、子どもや女性や老人が逃げ惑い、空襲の犠牲になっています。数え切れない空爆や戦闘行為があり、報復のテロ行為が繰り返されていることに怒りを禁じ得ません。武力では解決しないことがはっきりしてきました。武力でなく平和的な解決が求められています。

公民館は、公的な機関であり憲法99条にある憲法擁護の義務があり、憲法9条と照らし合わせて問題のある自衛隊の施設に小学生を小学校を通じて募集することは、憲法99条違反と言われても仕方がないことでしょう。このような計画を撤回されることを強く求めます。

平成28年度一般会計予算案について、以上の点で改善、見直しを求め、反対討論とします。議員の皆さんの御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 僭越ではございますが、美谷添予算特別委員長の報告のとおり、議案第34号 平成28年度郡上市一般会計予算については、当然可決すべきものとして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今議会に提案がありました一般会計予算279億300万円、前年比1.3%増、2年連続の増加、まさに前に進もうとする予算規模となっており、平成28年度の郡上市民の安全、安心にとっては極めて重要な、大切な予算の審議でありました。

さて、これよりは少し形式的な討論になり恐縮ですが、各位には御了承いただきたいと思います。

私どもの議員活動のよりどころといいましょうか、それに議員必携というものがございます。それを見ますと、一般的には予算審議の着眼点として7つの視点を上げております。そこで、これに沿って、雑駁ではありますが、一つ一つ検証をしてみました。

まず、1つ目に、予算は基本構想に合致しているかどうかであります。これについては、第2次総合計画あるいは前期基本計画の柱立てによって7つの施策で予算計上されており、思いつきではなく計画的な予算編成となっております。

2つ目に、予算編成の重点は何か、総花主義でないか、その点であります。今回、防災行政無線の整備、市北部地域の斎場建設、重点伝統的建造物保存地区の無電柱化整備、防災、環境、さらには郡上市が一体的に格差のない道路等社会基盤の整備など、将来世代につながる重点施策が盛り込まれております。

さて、3つ目です。財政運営では、経常経費を節減し、財政構造の弾力性が確保されているか、であります。

経常経費も年次を追って減額をされ、市債の償還等も繰り上げをされまして、市債残高は減少しております。それによって、財政の健全化に力点が置かれていることがうかがえます。また、市債を起こす場合も、元利が今年度交付税措置をされます辺地、過疎、合併特例債を最大限に活用する等、毎年度財政の構造の弾力化に配慮がされているものとみなされます。

4点目、人件費、物件費の抑制策はできているか。これも、年次を追って人員削減計画によりまして減額をされ、将来に向けてもその傾向は貫かれるように見ております。

5番目、経済効果が検討されているか。特に、住民福祉の増進のために最小の経費で最大の効果を上げるよう、方策が講じられているか。これは、予算編成上の基本中の基本であります。郡上市にとりましても、人口減少化、高齢化を踏まえ、企業誘致を初めとした子育て支援、あるいは郡上市への移住促進等、将来の郡上市づくりの礎づくりにも積極的に計上され、将来の経済効果、投資も視野に入れられております。

6番目、不時の支出に備えて、財源が留保されているか。特に、一般財源を投入して予算を全部使ってまっているのではないか、この点であります。当初予算では、歳入においても、市税関係は

安全率等考慮で、5%減を見込んでおられますし、また、地方交付税等の留保分や、あるいは合併特例債などの留保を含めまして、今後予定がされておる産業振興拠点整備や偕楽園の将来構想等々、未来への投資的経費の充当用の財源も確保されているように感じられました。また、災害等、あるいは緊急時に郡上市が備えるための財源として、財政調整基金は特に大事であります。現年度までこの財調も崩すことなく、年度末では41億705万円をも確保されておるのは現実であります。みだりにこの財調を使うことはできません。

さて、7番目ですが、総花的な、人気取りのための補助金になっていないか。これも各団体の事業の中身を精査され、全て私は必要な交付対象でないかというふうに思い、総花的で、日置市政の人気取りの補助金とは到底思われないというふうに考えられます。

以上、大まかに申し上げましたように、これらの観点に立脚し、1つの政策だけに重点を置くような審議の手法ではなく、私たちは広く客観的に市民全体の立場に立って、各種施策の妥当性について、極めて詳細に吟味を重ねてまいりました。予算特別委員長の報告にもありましたごとく、議長を除く全議員により収入から支出について詳しく審議がされた経緯もあります。

さらに、平成28年度郡上市の当初予算は、市長以下執行部がさきに述べた7項目を真摯に検討の上、計上された予算案であると、予算特別委員会の質疑とか答弁の過程で確信をいたしました。したがって、この28年度一般会計予算は、極めて妥当な予算案であると、私も確信をした次第でございます。

以上を申し上げ、当該議案の成立可決について、議員各位のぜひとも賛同かたを賜りますよう、お願いをいたしまして、私の賛成の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第35号から議案第56号までについて（委員会報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程18、議案第35号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程39、議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算11議案につきまして、平成28年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第40号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長及び情報課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、民間事業者による光通信の参入状況について質問があり、インターネット加入者は減少傾向にあるので、民間事業者の参入の影響は受けていると思われるが、上位回線への変更などにより大きな減収とはなっていないとの説明がありました。

通信基盤の更新について質問があり、通信機器の部品調達等の関係で光化にしていく必要はあるが、現状の設備では不都合は余り聞かれない、加入者が本当に光化が必要か、光化にすることによって加入者の負担がふえることなども考えながら、さらに研究していくとの説明がありました。

一般会計繰入金について質問があり、行政が機器等を共有する部分における行政負担分として5,206万5,000円を一般会計から繰り入れているとの説明がありました。

指定管理者納入金の算出方法について質問があり、平成24年度、25年度、26年度決算額の基準収入額と年間管理運営費の差額の3カ年平均額、下限80%として算出しているとの説明がありました。

ケーブルテレビ事業整備基金積立金の算出方法について質問があり、歳入予算額から機器整備等の必要経費を引いた額を基金積み立てに充てているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

財務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、愛宕駐車場の休日開放の基準及び解放日数について質問があり、基準をつくることは難しく、明解な基準は持ち合わせていない。総合文化センターで催しがあって、大勢の来場者が見込まれるときは駐車場を開放しており、平成27年度の開放日は31日間である。会議や図書館にいられた場合は、駐車券をその都度認証機により無料化処理をして対応しているとの説明がありました。

日吉駐車場の利用状況について質問があり、平成28年1月現在で7,108台の利用がある。平成28

年度の予算は日吉駐車場が210万円、愛宕駐車場が182万8,000円の収入を見込んでいるとの説明がありました。

駐車場が不足していないかとの質問があり、ゴールデンウィークで愛宕駐車場が満車の場合には、職員駐車場を活用しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、造林事業の事業費について質問があり、栗巢の利用間伐は231万1,000円、大間見の利用間伐は257万6,000円、大間見の作業路開設は1,732万9,000円であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、新植した後の下刈りについて質問があり、平成27年度も新植したところは下刈りを行っており、今後も要望していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、賃借料に計上してある重機の使用目的について質問があり、作業道新設等にバックホーを借りる予定であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、プランターの購入と製作について質問があり、プラスチック製プランターは購入し、木製プランターは間伐材で製作し、コキアを植栽して町内の幼稚園や学校、その他の施設に配布する。木製プランターの製作費は1個5,000円で150個製作して75万円を予定している

との説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、管理会事務経費の委員研修について質問があり、管理会委員7人と参与4人合わせて11人に事務局が同行して、先進地視察研修を行うとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、一般会計繰出金と委託料で行う林道維持管理業務の違いについて質問があり、財産区内の林道維持管理に関する分は直接事業を行うが、財産区域外は地域福祉向上事業で行うとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所振興課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、作業路開設の負担金について質問があり、災害復旧工事の負担金として30万円も含めた金額となっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算5議案につきまして、平成28年3月2日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第36号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から、導水管・送水管・配水管の違いについて質問があり、取水から浄水施設

までが導水管、浄水施設から配水施設間などの送水専用が送水管で、配水池等から給水を行える本管が配水管であるとの説明がありました。

簡易水道施設の統合事業の完了年度と統合後の施設数について質問があり、統合事業は平成28年度で完了予定であるが、遠隔監視システム更新については、上水道事業の補助を受けて平成29年度から30年度で整備予定である。また、統合事業は、老朽施設の更新とあわせて行っており、水道施設としては40施設となる。しかし、平成29年度より上水道事業へ移行するため、簡易水道事業としての施設はなくなるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第37号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水処理施設維持管理事業が増額となった要因について質問があり、施設委託管理において労務単価が上昇したこと、薬品量の増加や電気代の増額などが主な要因であるとの説明を受けました。

個別排水処理事業の予定基数について質問があり、全部で20基を予定しているとの説明がありました。

下水道全体の接続率について質問があり、定住人口から算出した値として平成27年3月31日現在で75.19%であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び販売予定区画と販売促進計画等について説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在商談中の相手方について質問があり、相手方は市内在住の方であり、仲介業者を介して進めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び発電状況等について説明を受けました。

審査の中で、委員から、管理経費が減額となった要因について質問があり、市が運営する石徹白清流発電所が利用している石徹白1号用水を、平成28年6月に稼働予定の石徹白農業用水農業協同組合が建設する発電所も利用するため、水路の維持管理経費を流量案分することによるものであるとの説明がありました。

水路の取水口に取りつけるスクリーンについて質問があり、石徹白清流発電所は農業用水に活用

するため、取水口の改良ができない。上水槽のますに設置したスクリーン内に水を通すことで落ち葉等のごみを除去する仕組みであるが、水の勢いが強くスクリーンにごみが詰まるため、引き続き県事業において除じん機を設置する計画であるとの説明がありました。

施設管理業務委託費について質問があり、取水口や上水槽のスクリーンのごみ取りや、水車・発電機の管理経費及び保守点検経費、電気保安管理業務経費であるとの説明がありました。

発電所の除雪について質問があり、県単土地改良事業での発電所までの土地改良施設管理道の舗装を予定しており、今後地元と協議したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成28年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から、量水器交換の予定個数と再利用の有無について質問があり、平成28年度は1,153個の交換を予定している。また、市ではメンテナンス等が行えないため、二、三年分をまとめてメーカーに売却しており、平成27年度は約3,100個ほどの売却実績となっているとの説明がありました。

施設用地購入について質問があり、八幡上水道エリア内は、配水池容量を平均使用水量で除した配水可能時間が他施設と比較して著しく低く、確保水量が1日分にも満たないため、災害時等の有事に備えるために配水池増強を計画しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案につきまして、平成28年3月3日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第35号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内容について説明を受けました。

審査の中で、委員から、高額医療費の負担状況と無受診世帯の状況について質問があり、1カ月

当たり400万円以上の高額な医療の件数は増加傾向にあること、平成24年から平成26年の3カ年平均国保加入世帯のうち445世帯、6.7%が無受診世帯であるとの説明がありました。

県内の国民健康保険税の実態について質問があり、郡上市の平成27年度本算定における1人当たりの調定額は10万3,892円で、県内21市では上位から8番目、県内42市町村では16番目であるとの説明がありました。

高額医療費増加の要因について質問があり、近年は高次医療機能を備えた市外総合病院への受診が増加していることから1人当たりの医療費が高額となり、医療費全体を引き上げる要因の1つと考えられるとの説明がありました。

第三者行為の医療費に関し、加害者側に支払い能力のない場合の事務処理について質問があり、ほとんどが車両事故に伴うケースとなるが、医療費は加害者が負担することとなっており、一般的には加害者の加入する賠償保険制度において処理されることとなる。保険範囲を超える債務が発生し、一括での納付が困難な場合は分割納付している事例もあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第38号 平成28年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内容について説明を受けました。

審査の中で、委員から、認知症サポーター養成講座の実績について質問があり、平成27年度は12月末現在、児童を対象としたキッズサポーター養成講座を4回開講し、受講者数は109人、一般向けは9回開講し、受講者数は186人、これまでの総受講者数は2,863人となっており、受講者の中からボランティア団体も誕生しているとの説明がありました。

中学生に対する認知症サポーター養成等の取り組みについて質問があり、社会福祉協議会が全小中学校を福祉推進校として、職場体験や福祉施設への訪問等を実施し、その実績を発表する場を設けるなど、教育面での取り組みを進めているとの説明がありました。

認知症への対応について質問があり、本人や家族が気づかず、早期にかかわれない現状があるため、認知症に対する理解を深め、早期発見・受診につながるよう、地域ぐるみでの取り組みに努めたいとの説明がありました。

介護士の医療行為の介入について質問があり、平成23年の法改正により介護士が指定の研修を受ければ医療行為を行うことができるようになり、市内の施設からも研修を受講されているが、研修期間が長いことや一定の費用を要することなどから、受講は限られているとの説明がありました。

高齢者見守り連携協定の内容について質問があり、締結初年度である平成27年度は営業等で市内を巡回している事業所を対象としたが、平成28年度はコンビニや商店などにも広げたいとの説明がありました。

生活支援体制整備事業の予算額について質問があり、平成27年度は一般会計で予算計上していた

が、平成29年度に総合事業へ完全移行するための体制整備費用として、平成28年度から特別会計へ組みかえたものであるとの説明がありました。

要介護度の改善率と改善者に対する表彰について質問があり、平成25年度実績で要介護度が1段階改善した人は全体の17%から25%となっているが、そのことを表彰する制度の用意はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第39号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることが決定いたしました。
議案第43号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内容について説明を受けました。

審査の中で、委員から、貸付者の地域別内訳について質問があり、継続貸付者29名の内訳の説明がありました。

貸し付けの認定基準を超えた場合の対応について質問があり、教育ローンの利子補給制度を案内しているとの説明がありました。

制度改善の必要性について質問があり、今後アンケート調査を実施して、給付型奨学金及び返還免除型奨学金制度の導入等を含めて検討したいとの説明がありました。

奨学資金貸付認定基準と要保護及び準要保護認定基準との違いについて質問があり、奨学資金は生活保護基準額の2.0倍未満であり、各市町村で定める要保護及び準要保護認定基準については、郡上市の基準は生活保護基準額の1.5倍未満であるが、県内他市と比較しても厳しいものではない。また、小中学校は義務教育のため奨学資金貸し付けの基準とは区別しているとの説明がありました。

医療職員修学資金貸付制度との関係性及び整合性について質問があり、医療職への貸し付けは医療職員の確保という背景から郡上市に戻ってくることが前提の制度であるが、青少年奨学資金貸し付けにはその条件がない。今後は同じく返還免除等の制度の検討を行いたいとの説明がありました。

貸付者のうちひとり親世帯の割合と貸付件数の増加理由について質問があり、3分の1がひとり親世帯であること、また、制度が周知されたというよりも、経済情勢が緩やかに回復する中、不足する当座の資金を借りるといったことで件数が増加していると推測されるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第45号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出の予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、県下の医療費負担額の状況について質問があり、平成26年度実績において、1人当たりの保険給付額は広域連合全体の78万1,684円に対し、郡上市は73万3,016円であることから、県

平均よりも低いとの説明がありました。

平成28年度に見込んでいる被保険者数が減少していることについて質問があり、死亡率を前年と同等と仮定した上で、各年度の年齢構成から被保険者数を推計しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算について。

郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、公用車の更新について質問があり、郡上市市民病院は院長車という位置づけではあるが、他の職員も利用している車両を更新するものであり、現状よりも小型のエコカーへの更新を予定している。国保白鳥病院は、旧明宝村の村長車を譲り受け、院長が使用している車両を更新するものであり、平成13年度式で走行距離は21万キロメートルを超えて故障も頻回となっているため、4WDの普通車への更新を予定しているとの説明がありました。

雑支出の貯蔵品に係る消費税について質問があり、棚卸資産として購入した薬品等の消費税のことであるとの説明がありました。

消費税の引き上げ後の診療報酬について質問があり、診療報酬も同時に引き上げられるが、他の要因で引き下げられる幅が大きいため、診療報酬全体では下がっているとの説明がありました。

郡上市市民病院の売店の設置料及び経営状況について質問があり、間取り面積による家賃を徴収しており、近隣で開店した大手薬局の影響等から、以前より売り上げが落ち、厳しい状況ではあるが、経営は成り立っていると伺っているとの説明がありました。

国保白鳥病院の病室テレビ利用料について質問があり、テレビを設置している白鳥地区の電気店による共同体から、使用料ではなく管理手数料を徴収しているとの説明がありました。

資本的収支の損益勘定留保資金について質問があり、貸借対照表の中では流動資産の現金、預金等を指すとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 総務委員会のほうの、議案第51号 高鷲財産区の関係でございますが、

9 ページの 4 行目、これ、幼稚園や学校となっておりますが、幼稚園を保育園に訂正をされたいと思います。

2 点目ですけど、7 ページのほうの議案第41号の駐車場事業特別会計予算について、伺いたいと思うんですが、まず、5 行目の27年度の開放日は31日間であると、これ、27年度でよろしいか。まだ27年度は、まだ少しあるもので、そのことをお伺いをいたします。

そして、その3 行目ですけど、この休日開放をどうするかということについての質問があったということで、執行部は、「基準をつくることは難しく、明快な基準を持ち合わせていない。」で終わっておりまして、その下「大勢の来場が見込まれる場合は、開放しておく」ということなんです。誰が決定をしておられるのかということをお伺いします。

そして、この明快な基準は持ち合わせていない、つくることは難しいと答えられておりますが、これ、基準は必要ないのかということ、私は思います。なぜならば、休日、これ日曜日、そして祭日を合わせると、去年は68日ございましたが、年度でいいますと、例えば、これ、休日のことを申し上げますと、例えば教育フォーラムに使われる、大勢来ますね、例えば。そして、あと福祉フェスティバルに使われました。あと、日曜日でもいいますと、政治団体も大ホールを使われておると、まあ、多目的ホールも使われることがございます。このときも、たしか、開放をされていたと思います。何が言いたいかと申しますと、福祉フェスタ、教育フォーラム等、大ホール使われることプラス、政治団体も使われるときも、例えばこのような開放でよろしいかということ、そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） ただいま、山川議員からの質問がありましたが、先ほどの議案51号、幼稚園ではなく保育園という訂正ですね、この件につきましては、また後ほど執行部のほうからお願いをいたしたいと思ひますし、議案第41号の件につきまして、休日開放等につきましては、議論の中では、このような形での議論を行っておりますが、ただいまのお話のように、このことについて、誰が決定をするのか、また、基準が必要ではないかということと、あわせて今の平成27年度開放日ということで、まだ27年度が終わっていないということで、度が、ではなくて、というような御質問かと思いますが、予定も含めての31日間かなということをおうんですが、その辺もちょっと執行部のほうから答弁をいただければと思ひますが、よろしく願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、まず、議案第51号でございますけど、高鷲につきましては、保育園でございますので、保育園に訂正させていただきます。どうも失礼しました。

それから、41号でございますけど、1 点目の27年度の開放日が31日ということでございますけど、これは27年度の全体ということではなしに、27年度の、ちょっと何月末までかは、ちょっと確か

ございませんけど、実績ですね、27年度のこの時点で終わっての実績が31日間あったというものでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、開放日の基準でございますけど、通常、基本的には開庁日ですね、市役所の開庁日については、開放をしておいて、土日、祭日等については閉めるというのが基本でございますけど、先ほど、山川議員が言われましたように、文化センター等で大きな行事ですとか、大会等があるときにつきましては、教育委員会のほうから、うちのほうの財務課のほうに申し出がありまして、その都度開放してほしいということがございますので、その都度、その大会の規模等を、それから閉めることによって、来場されたお客さんがかえって手間になるようなことも考えられますので、そういった観点を判定して開放するというようなことでございます。ですので、明確な基準が難しいということを言いましたのは、その都度催し等いろいろありますので、そういったところについてのあった場合に、教育委員会等からの申し出、あとはほかの開催するところですね、そういったところからの要請等によって開放しておると、そういうところで取り扱いにしておるということで、明確な基準は持ち合わせてないというようなところで、この会において答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） この27年度というのは、書いてあります、その2行下の28年1月現在で7,108台というふうにありますよね、ですからこれ、そのときにそういうように改められたほうが、その委員会の行われたときの答弁ですから、わかりやすいかなということを思います。

それと、教育委員会のほうからと、その連絡が来て、それ判断されてるようですけども、これ、私は、基準をつくるのは難しくないと思います、基準は。じゃあこれ、例えば、何かの展示会で物を売るとか、すごく、もしも大ホールを使われるなんてときがありまして、これは、ちょっと、ただで無料開放するということが、ええか悪いかということもあります。ですから、今まで、国会議員さんとかでも、この政治団体が使われたこともありますし、これが、そういう場合でも、ただ無料の開放で、そのままで、市は、大勢来たからという、今、大勢の来場を見込まれるという理由だけしかこれうたってないので、その理由であれば、どういう催し物であってもよいかということ、私は思うわけです。

例えば、教育フォーラム、福祉フェスタ、これはもちろん公的な、準公的なところが主催して、もちろん郡上市も後援、協力等に入られるわけですね。例えば政治団体の場合、郡上市は協力にも、後援にも入らないわけですね。ですから、そういう場合の取り扱いぐらいの決めぐらいのことはできるんじゃないでしょうか。

または、例えばあけっ放しでおって、閉めるときに、中にわけのわからん車がおったりして、それが防犯とか事故等、いろんなトラブル等が起きて、その瑕疵が市には全く責任がないかと、いろんな問題を問われた場合に、これは管理上の問題だというようなことも避けて通れない場合もあり得るということを思うわけですけども、私は、即座につくるべしと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 山川議員が、ただいま言われましたように決めるべきということでございますけど、現時点で、その行われる催しが公的なものであるか、あるいは私的でも使えることはできますので、そういった催しの内容等々によって、その都度、今は、決めとるところでございますけど、今、山川議員が申されましたように、もう少し、まあ、はっきりした物とは言えませんが、ある程度のこういった催しについての規模であるとか、そういったところの性格、あるいは規模等については、開放をすとかしないとか、その辺のところについての、少し検討をして、はっきりした基準とまでは言いませんけど、ある程度の基準についての検討をさせていただいて、そっちのほうの検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） この決裁は誰がするのかといったことの決める必要だということだと思います。

例えば、政治団体じゃなくても、もしかしたら本当にわけのわからん団体が申し込んどって、違う催しものを大ホールで行ったりと、それ、まあ、郡上ではないですけども、都会に行きますと、そうした公的機関の場所をそういうことに使われるなんてこともあるわけです。それが、教育委員会に責任があるのか、総務部のほうに責任があるのかという、その責任の所在すら、今もうはっきりしてないですよ、教育委員会から連絡が来て決めたというようなことで。これは、全く、基準をつくることは難しくなくてですね、早急にやるべしものと思います。

市長さん、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、何らかのこうした取り扱いについて、基準がないということとは、やはり、不都合な面があるというふうに思いますので、早急に検討させていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） そうしましたら、ちょっとここで休憩を入れたと思いますので、お願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

再開は11時20分を予定いたします。

(午前11時11分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時20分)

○議長（尾村忠雄君） ここで、総務部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 先ほどの山川議員のほうの質問におきまして、議案番号41号で、平成27年度の開放日の31日間であるところでございましたけど、何月までのというところを直すべきではないかということでございましたけど、私のほう少し勘違いしておりまして、開放日は、有料についての運営は10月までで、10月以降は3月31日まではもう開放になっておりますので、これは27年度の実績ということでございますので31日ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、基準につきましては、平成20年度でございますけど、一応基準とまではいかないんですけど、取り扱いということで、ある程度こういった、例えば100人以上の規模についてというところで、基準まではいっておりませんけど、そういったものを伺い起案でやっております、その折には、申込書ですね、申込書を主催者、開催者から申し込みをしていただいて、財務課のほうで決済すると。

一応そういった、ちゃんとした基準ではございせんけど、そういったものは一応用意しておりますけど、先ほど市長も答弁しましたように、もう少し基準につきましては、しっかりしたものをつくって検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 3番 森喜人。

○3番（森 喜人君） 総務常任委員会への質問ですが、議案第40号のケーブルテレビの関係でありますけれども、このインターネット加入者は減少傾向にあるが、民間事業者の参入の影響は受けていないと思われるが、という話なんです、この減少傾向の状況をちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから、その下の現状の設備の不都合は余り聞かれないということなんです、これは、そういう聞かれる話があれば、どんな話があるのかだけをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 審査の中でこういった質問をさせていただきましたが、執行部の認識として、こういったことで、インターネットの加入者の減少傾向にあるが、影響は受けていないとか、そういった現状の設備施設についての不都合は余り聞かれないというようなことで答弁いただいておりますが、その辺の詳しいことについては、執行部のほうからお答えをいただければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） これは、ただいまの御質問の森議員も御承知のことですけれども、白鳥地区のNTTのフレッツの光が、サービスエリアが徐々に、提供開始といいますか、そういうことになりまして、NTT関連の営業の会社は数社が、相当強力に、要するに光フレッツのほうに加入するような営業を行われた結果、27年度の、昨年夏ぐらいから、27年度のトータルとしては三百数十件そちらに移行されたというふうに受けとめております。

ただ、上位回線をつくって、今ハイパーまでつくっておりますので、いわゆる郡上ネットとしての営業は、より上位の回線への加入と、それから新しい世帯に対する加入促進ということがあります。そういうことにおいては、営業努力をしてもらっておるということです。

それともう一点は、4月時点からの解約ではありませんので、そういうことにおきましては、27年度の中で見ますと、まるっきり件数が1年間減収になったのではないというところがありましたんで、今後につきましては、その分というのは、少し回復していくのではないかという見通しもありますけれども、しかし、年間を通じての減収になることは間違いがないということで、郡上ネットのできるだけの営業努力を求めているところであります。現状としては、大きな収支のマイナスにはならなかったという、そういう27年度の見方ということです。

それから、現状の設備での不都合は余り聞かれないというのは、これはハイパーコースまで設定をしてきてますので、要するに、下りと上りがありますんで、下りについては、十分動画の、いわゆるゲームとか、あるいは映像等々のものもストレスなく、ほぼ見ていただけるという状態がありますけれども、ビジネスユースの中での上りで、いわゆるこちらからつくった相当大容量のものを送るというときに、やはり、少しそれでは足りないのではないかと。あるいは、上位回線の中におけるその時間帯によりましての多少、詰まりといいますか、そういう部分はあるということではありますけれども、郡上ネットで、毎月、いわば業務につきましてモニタリングをしておるわけですが、そこの中では、現状が非常に困っているというお話が盛んに聞かれるという状況はないものですから、そういう認識をここではちょっとお話ししたということです。

よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 3番 森喜人。

○3番（森 喜人君） もうちょっとだけ、光化に対して、かなり、何というか、後ろ向きという感じがするので、そこら辺はちょっと考えてほしいなと思ったんです。

今の住んでおられる方々といいますか、企業の方々は不満がないのかもしれませんが、これから企業誘致とか考えていけば、必ずこれは急務な話だと思いますので、それだけ要望しておきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 16番 清水です。

産業建設委員会の2ページの37号の下水道事業の特別会計の予算の中で、文中、下から4段目に、下水道全体の接続率というものが質問されておりまして、27年3月31日現在で75.19%であると説明がありました。定住人口がもとになっておるわけですが、近年やっぱり人口減少の中で、お年寄りの世帯とかひとり世帯とか、あるいは空き家がどんどんふえていくという状況の中で、この数字そのものがどんなふう to 過去推移をしてくているかとか、今後のそのことについての、この下水道事業についての将来計画といいますか、財政計画も含めて、どんなふうなことが想定されるのか、現状での報告がいただければありがたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） その件につきましては、執行部側の環境水道部から説明をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、数字の経緯でございますけども、こちらにつきましては、一つ、先般申し上げましたように、ちょっとこの数字がこの年から変わったというのがございますけども、今までの移行で過去のも見させていただきますと、接続率で申しますと、平成20年から申しますと、76.08、21年が77.22、22年が77.99、それから23年、78.87、24年が78.88、25年が78.88というような形で徐々には上がってきております。

この中でつきまして、これからの人口減という形の中で、どういうふうに見通しを持って見るかという話でございますが、私どもといたしましては、今現在ですけども、平成30年から32年までぐらいは接続でふえてまいります、この30年から32年ぐらに、今度人口減のほうと相殺されまして、伸びが鈍化してくるというような形で分析しております。

一つ、はっきりとはいたしませんけども、平成30年から32年あたりが分岐点になってくるのでは

なかろうかというような形を思っております。

以上のような形でよろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ある程度は減ってくるということの想定はされておると、30年から32年ぐらいがピークになるであろうというふうなことでございますので、ちょっとだけ、そのくらいの減少でおさまるとんかということであるとすれば、接続していないところがどんどん減ってきとるっていうんか、空き家なんかでいうと、ひとり住まいだとか、そういうところはもともと接続してないんで、カウントは今までもされてないという部分で、そういう部分が一つの背景にもあるのかなということを思いましたので、余りこれが減っていきますと、やっぱり経営ということについて、その部分がやっぱり負担となってくるということが心配でしたので、ちょっとその辺のところを確認をさせていただきましたが、そういう意味で、何とか平成30年あるいは32年ぐらいを分岐点にして、いろんな維持、補修等も含めて、やっぱり今後の課題にはなるんじゃないかなということをちょっと思いまして、今後、さらにそのことについても心砕いていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第35号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。平成28年度国民健康保険特別会計予算について反対の討論を行います。

市民の暮らしは決して楽ではありません。国民年金の受給額の平均が4万数千円と言われております。その年金が年々引き下げられております。消費税の引き上げの影響も大きく影響しております。70歳以上の方は、病院の窓口での自己負担割合を1割から2割に引き上げられております。郡上市の国保税は、県下でも第8位、県下平均よりも高く、市民にとっては重い負担となっております。

先ほども申し上げましたが、平成23年に国保税が約10%引き上げられ、そのとき市の一般会計からもほぼ同額を繰り入れ、同時に基金からも同額を繰り入れました。当時は大岡裁判の「三方一両損」をもじって「三方一億円負担」となったのですが、その後は、市の一般会計からの繰り入れと基金からの繰り入れを7,500億円に減額し、昨年まで推移しております。

その間、市民の国保税は引き上げたままであります。今年度は市の繰り入れと基金繰り入れをもっと減額し、半額以下の3,500万円と提案されました。このやり方は、本末転倒と言わなければなりません。県下でも重い国保税の負担をこそ少しでも減額することが必要ではないでしょうか。今年度は、一般会計と基金からの繰り入れが4,000万円ずつ合計8,000万円の減額となっております。

年金の引き下げ、賃金の総体的低下、景気の悪化による地域経済の低迷は、受診抑制による病気の重症化をもたらし、医療費を膨張することも懸念されます。国保税の負担が大きいことの原因は、国の負担をこれまで減らしてきたことにあります。その改善のためには、国の負担を当初のようにふやすこと、国が国民の健康に対し責任を持つことにあります。

私たち日本共産党は、国会でも、地方議会でも、国民健康保険制度の充実を求めて頑張っております。郡上市においても、国保税の引き下げを行うよう強く求めるとともに、国の責務を果たすよう、議員の皆さんの積極的な取り組みも求めたいと思います。

国保税の引き下げを求めて、平成28年度国民健康保険特別会計予算に反対の討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議案第35号に賛成の立場で討論を行います。

国保税が高いほうがいいか、安いほうがいいかと言われりゃ、それは安いほうがいいという、答える方が多いかもしれません。しかし、誰かが負担をしなければこの助け合いの制度は維持できないのであります。

本来、国保制度は保険給付費の半分を国保税で負担することを基本としたものであります。今年度から、保険者支援制度が拡大されたことによって、郡上市では約5,000万円、被保険者1人当たり約5,000円相当の財源を確保することができましたが、これをもっても単年度収支は依然として赤字の状況でございます。そして、被保険者数が減少する一方で、1人当たりの医療費は増加しております。

国保制度をめぐって何度も賛成、反対の討論をしまいましたが、ぜひ御理解いただきたいのが、一般会計もただではないということであります。これも市民の皆さんからいただいております税金であります。その中には、高齢者の方もみえるでしょうし、また、子育て世代の方もみえるでしょう。また、子どもを大学に送りながら必死で働いてる皆さんもいる、そういう皆さんから、その皆さんの御理解をいただきながら、一般会計から繰り入れてることをぜひ御理解をしていただきたいというふうに思います。

また、基金の繰り入れもこれからの推移を見ながら、また、国保の広域化を見据えて、ぎりぎりの中で基金からの繰り入れを行っております。今回、国保税の負担の軽減は、そういった皆さん方

からの御理解をいただきながらの提言であることをぜひ御理解をいただきながら、皆さんの賛同を求めたいというふうに思っております。

また、現在、郡上市の特定健診受診率は健康福祉部の取り組みや、何より市民の皆さんの御理解により、県下第4位の高位にあります。さらに、今後、特定健診とスポーツセンターの連携等、部を越えた健康づくりの取り組みも委員会での議会での審議を踏まえたものでございます。市民の健康増進と国保広域化を見据えながら、市民の皆さんが安心して暮らせるような健全な国保制度への期待を込めまして、賛成討論とさせていただきます。

皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第36号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第37号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第38号 平成28年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6 番 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 6 番、野田です。平成28年度介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

介護保険制度は、だんだんよくなっているのでしょうか。最近の動きは、施設への入所が要介護3以上の人限定されようとしています。介護度の低い人は在宅へ追いやられようとしています。要介護者を抱える家庭では、介護者不在、介護困難、老々介護の問題などが危惧されております。また、この方針は、介護をしている現役世代を直撃し、介護離職者がふえることが心配されています。こうした課題に対し、平成28年度介護保険特別会計はどう応えているのでしょうか。

予算規模は、昨年と大きく変わりませんが、2,800万円ほど増の43億8,400万円、歳入では、介護保険料の収入が850万円の増、国庫支出金が約1,000万円の減、一般会計からの繰入金で1,600万円の増、支払い基金交付金が約930万円の増です。

歳出では、保険給付費が約3,300万円の増、総務費が約660万円の減です。大きな変動はないわけですが、この増減を見ても、ここにも国の介護サービス削減の動きが、徐々にではありますがあらわれてきているのではないかと思います。今後の介護保険制度の動向を占う上で重要な指標ではないでしょうか。

いずれにせよ、本年度予算を見る限り、軽度者を地域包括センターで引き受け、介護保険を受けられないようにする方向が徐々に進められていると思われます。

介護保険制度が、本当に介護の必要な人に適用され、家族から感謝される制度とするためにも、今の国の目指す方向を修正する必要があると考えます。また、介護職員の処遇をよくなり、誇りを持って働いていただくための対策を強める必要があります。介護保険の充実が求められている今日、その方向が明確に示されていないと受けとめ、介護保険制度の充実が本当に必要となっていることを強調したいと思います。

そうした基本的な認識から、平成28年度介護保険特別会計予算案に反対をいたします。

今後とも、福祉の充実、介護保険制度の充実のための論議を深めていただくようお願いをして、私の反対討論とさせていただきます。

議員の皆さんの御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 15番 渡辺友三君。

○15 番（渡辺友三君） 15番 渡辺です。それでは、ただいま議題となっております議案第38号郡上市介護保険特別会計の予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年度介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ42億8,444万4,000円が計上

されております。予算の伸びは0.7%と低目ではございますが、今後も介護認定者数の増加が見込まれ、介護給付費の増加は続くものと予想されます。

昨年、介護保険制度が大きく改正されました。郡上市におきましては、介護サービスの低下を招くことのないよう高齢者支援サポーターの養成事業など、担い手を確保するための施策が進められております。

また、ふえ続ける認知症やひとり暮らしの高齢者を支えるため、認知症カフェの開設、または事業所と連携した見守り活動の取り組みが行われ、新年度はさらなる拡充する方向が示されております。

高齢者がたとえ介護が必要な状態となっても、住みなれた地域でみずから自分らしい暮らしを続けられるよう、医療や介護サービスの一層の充実と高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、高齢者の健康増進や介護予防といった施策の推進になお一層努力していただくことをお願いを申し上げながら、本案に対しまして賛成をするものでございます。

議員各位の賛成をお願いします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 平成28年度後期高齢者医療特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

「こんな保険料を取られたらとても生きていけない」、「長生きは罪なのですか」、などと後期高齢者医療制度に対し、高齢者の怒りの声が伝わってきます。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。健康診断から外来入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられる、こんなひどい制度はありません。しかも、時がたてばたつほど、国民の負担も高齢者への差別医療もどんどんひどくなっていく仕組みになっています。憲法25条の生存権、憲法14条の法のもとの平等を踏みにじるものであり、高齢者差別法は撤廃するしか解決の道はありません。

廃止するしかないというその理由は、医療費削減を目的にして75歳以上の高齢者を差別することは、どんな理由があっても許されないからです。

日本共産党のこうした追及に対し、政府は、「複数の病気にかかり治療が長期化する。2番目に、認知症の人が多い。3番目、いずれ避けることのできない死を迎える」という後期高齢者の心身の特性を挙げ、それにふさわしい医療にすると説明しました。

これは、要するに、やがて死ぬのだから、お金をかけるのはもったいない、というものです。政府の狙いは、高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、高い負担を押しつけ、診療報酬も別建てにすることで、安上がりな差別医療を押しつけることです。実際、厚労省の試算では、2025年度、団塊の世代がこの高齢期になるところですけれども、医療費全体の削減額8兆円のうち5兆円を75歳以上の医療費削減で捻出するとしています。

高齢者の医療費を削減するために、後期高齢者医療制度はつくられたのです。後期高齢者医療制度などという制度をつくった国は、世界のどこにもありません。命と健康にかかわる医療に、年齢での差別と高齢者への新たな負担増を持ち込み、長年社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる、これほど人の道に反した政治があるのでしょうか。どんな理由があれ、医療という人間の命にかかわる問題で、高齢者を差別する制度は一刻も続けさせるわけにいきません。

また、この制度は、存続すればするだけ、ますます過酷な痛みを高齢者と国民に押しつけます。保険料はどんどん値上げされます。この保険料は、これから連続的に値上げされていくのです。後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直され、75歳以上の人口がふえれば自動的に値上がりする制度になっています。その上に、医療技術の進歩などで1人当たりの医療給付費がふえれば、もっと値上がりする仕掛けになっています。

団塊の世代が、後期高齢者となる2025年度には2倍以上に高騰すると言われています。保険料を

年金天引きにしたのも、どんどん値上げしても取りはぐれないようにするためです。年金を減らしながら保険料だけは有無を言わず取り立てる、こんな強引な取り立てに高齢者の怒りと不信が広がるのは当然です。

後期高齢者医療制度と同時に、療養病床を大削減する計画も進められ、高齢者の病院追い出しがさらに加速されます。さまざまな分野で差別と負担増、サービス切り捨てが起きています。

日本共産党は、1、国際的にも異常に高い窓口負担を引き下げる、2、法的医療制度の縮小、廃退を許さず、保険医療を拡充する、3、減らし続けた医療への国庫負担を計画的にもとに戻す、ことを提案してきました。

私たちは、こうした方向での抜本的改革こそ病気の早期発見、早期治療を進め、結果として医療費の膨張を抑え、医療保険財政の立て直しと、保険料の負担軽減に道を開くと考えています。日本の医療費は先進国でも最低水準であり、本来ならふやして当然なのです。

医療を支える財源について言えば、自公政権は大企業や高額所得者に減税をし、年間5兆円もの税金を軍事費に流し込み、在日米軍再編に3兆円もの税金をぽんと出そうとしており、これらの歳入歳出のゆがみに根本からメスを入れるべきです。政治の姿勢さえ変えれば、消費税に頼らなくても安心できる医療、年金、介護など社会保障制度とそれを支える財源をつくることはできます。

後期高齢者医療制度についての抜本的改革の必要性を述べましたが、以上の観点から、この制度のあり方について国民的論議を広げ、誰もが安心して受けられる医療制度の改革を求め、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算案に対し、反対の討論といたします。

議員の皆さんの御理解と御賛同をお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 議案第45号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、制度が始まって8年が経過いたしまして、今では国民に定着してきております。財源構成においても、後期で5割、現役世代が4割を負担することで、保険給付費の9割を確保し、1号被保険者である後期高齢者保険料は1割と、一定の評価に値する安定した仕組みであり、岐阜県後期高齢者医療広域連合においても、健全な財政運営が行われているものと考えております。

また、国民健康保険と同様、後期高齢者医療制度におきましても、国における保険料軽減措置が拡充され、今後は、国民健康保険制度の広域化に向けた改革とともに、必要に応じた制度の見直しが進められたとされております。

消費税率の引き上げが予定されている中、今後の景気動向や年金支給額が心配される状況でありますけれども、高齢者にとって安心が担保され、そして、継続可能な社会保障制度として、安定した運営が進められることに何よりも期待するところであります。

よって、議案第45号については、賛成するものでありますので、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午後 0時00分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時58分）

○議長（尾村忠雄君） 議案第46号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第48号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成28年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成28年度郡上市病院事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第57号から議案第61号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程40、議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてから日程44、議案第61号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました5議案は、各常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第57号につきまして、平成28年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について。

情報課長から、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開催の平成28年度第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査、付託されましたその他3議案につきまして、平成28年3月2日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第58号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

白鳥農畜産物処理加工施設のそば工房において、郡上産の原材料を集める仕組みについて質問があり、振興作物としてそば・大豆を指定しており、市内の飲食店、加工施設などへ販売する場合、作付に応じて補助金を交付する支援を行っている。当該施設へのそばの納入も助成対象となっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第59号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から建設当初の用途と違っていても問題はないのかとの質問があり、現在の指定管理者へと移行した中で、利用目的を一部改正して農産物販売を認めるなど収益が得られるような便宜を図ってきた。施設の耐用年数が過ぎており、今後用途変更を含め検討していきたいとの説明がありました。

施設一体の借地料について質問があり、一部は市有地となっているが、民有地には財産管理費から借地料を一括で支払っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第60号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、白山長滝公園、白鳥地域特産物振興センター及び白尾ふれあいパークについて、指定する団体、指定期間及び指定管理料について説明を受けました。

審査の中で、委員から収支差額が赤字となる一番の要因について質問があり、出品農家の減少や出店利用者の減少、東海北陸自動車道の開通により通行量が減少したことが主な要因であるとの説明がありました。

各施設の将来的な方針について質問があり、白鳥地域特産物振興センターについては道の駅化を図っており、全面リニューアルした平成27年度の決算を見ながら指導していきたい。白山長滝公園については、（仮称）長良川あゆパークと連携した経営を目指しており、平成28年度中に県と協議して一体施設として誘客を図りたい。白尾ふれあいパークについては、テナント店舗を直営としたため使用料収入が減っている。施設も老朽化していることも含め、利用者の増加策など活性化について指定管理者と協議していきたいとの説明がありました。

白鳥地域特産物振興センターについては、指定管理料を含めた収支額が平成26年度には黒字となっている。平成27年度は前年度より収益が出るとすると、この指定管理料では高過ぎるのではないのかとの質問があり、指定管理料は単年の増減ではなく、3年間の収支の平均値で見直しているが、道の駅の公益性を勘案した負担ルールで見積もっているとの説明がありました。

赤字であれば、いつまでも指定管理料をもらって当たり前という経営感覚を捨てなければいけない。平成28年度予算についてはやむを得ないが、指定管理者に対し経営改善を指導助言することと、指定管理料の見直しも含めて努力いただきたいとの意見が出され、今後平成29年度へ向けて経営改善を助言していくとともに、道の駅のルールに基づく市の負担方針についても精査していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 次に、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第61号につきまして、平成28年3月3日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第61号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から借地面積と借地料について質問があり、敷地面積は約2,000平方メートルで借地料は年間76万円、1平方メートル当たり380円であるとの説明がありました。今後の土地の取り扱いについて質問があり、地権者の意向を踏まえ、法人と協議したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 産業建設の委員長報告の中で、議案第60号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定についての中で、指定管理料を含めて後段のほうで赤字であればいつまでも指定管理料をもらえて当たり前という経営感覚を捨てなければならない、平成28年度予算についてはやむを得ないが、指定管理者に対して経営改善指導助言をすることと、指定管理料の見直しも含めて努力いただきたいというもっもの委員からの質問をされたのですが、今回、この28年の4月から33年の3月まで5年間の指定管理をするわけですが、その中でここで29年度に向けての経営改善を助言していくとともに、道の駅のルールに基づく市の負担方針についても精査していきたいとの説明があったんですが、これは28年の1年はそのまま29年からは経営改善を含めたこのことで見直していくということなのか、赤字であったり黒字であった場合は途中で変えるってということなんですか、どうですか。

○議長（尾村忠雄君） 産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） そのことにつきましても委員会で十分議論いたしましたが、細部につきましては部長のほうから御答弁をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 先般、常任委員会のほうで御答弁させていただきました件につきましては、今ほど山田議員さんおっしゃられましたように、このルールにつきましては3年間の平均でもって相手方と協議するというルールを持っております。したがって、27年度の決算を上げた段階では25年度、26年度、27年度の3年間の平均でもって指定管理者と協議して29年度の指定管理料を決めてまいるということで御答弁を差し上げたわけでございます。

後段の道の駅のルールに基づくという部分につきましては、これは全市的に道の駅のルールを統一しとりまして、少し申し上げますと、トイレが必要経費の50%、それから駐車場も同じように必要経費の50%、さらに情報コーナーにつきましてはこれは行政のものでございますものですからこれは100%市が負担するというルールを決めて全市的にこの道の駅ルールを当てはめております。これを見直しますと、全道の駅の見直しにかかわりますものですから、慎重に検討してまいりたいというものでございますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） わかりました。

そしたら、この指定管理料について委員から指定管理料の見直しを含めて努力をいただきたいという意見が出されたことについて、この後段の分とあわせて私は考えたものですから、28年度の指定管理料は28年度でやむを得ないけども29年からの分についてはそういうことを含めたことで見直していくよってということの答弁があったのかなかったのかということを知りたいんですが。それで、その3年間のあれで27年黒字になっておれば、指定管理者の受けるほうからは、こういうぐあいをお願いしたいという金額設定があったんですか、なかったんですか。今幾らになっているか。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今言葉不足があったかもしれませんが、3年間の平均の額で見直しをする中で、こちらのほうが「これぐらいの額になりますから」ということで提示をして、相手の指定管理者のほうがその額で協議に応じていただくという協議に入りますと思います。その協議の内容につきましては、やはりその金額を経営の中で当然収入として見ておるわけですから、そのあたりは会社側と協議をしながらということになります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 29年度は変わるかもわからんということは可能性ってことやね。

○商工観光部長(山下正則君) はい。

○8番(山田忠平君) はいはい、わかりました。そういうことですね。

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第57号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第59号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第62号について（委員長報告・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程45、議案第62号 第2次郡上市総合計画基本構想についてを議題といたします。

本件は、所管の総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第62号につきまして、平成28年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第62号 第2次郡上市総合計画基本構想について。

市長公室長及び同次長から、基本構想、重点プロジェクト、分野別方針、地域づくりについて説明を受けました。

審査の中で、委員からアンケートの内容について質問があり、2年に1回無作為に抽出した2,000人を対象に行っている。同じ質問を継続して行うことにより推移を見ていくものと、その時々調査したい内容のものを盛り込んでアンケートしているとの説明がありました。

地域協議会が総合計画についてどのようにかわったのかとの質問があり、課題や目指すところ、地域の個性を継承していける総合計画となる旨の説明を行った上で、地域協議会で協議を行っているとの説明がありました。

総合計画の進め方について質問があり、特に進めていきたいことを4つの重点プロジェクトとして設定しており、これに基づいて各部署が連携して進めていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第62号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第64号から議案第66号までについて（委員長報告・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程46、議案第64号 財産の無償譲渡について（高鷲町ひるがの地内）から日程48、議案第66号 財産の無償譲渡について（上土京集会所）までの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡3議案につきまして、平成28年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第64号 財産の無償譲渡について（高鷲町ひるがの地内）。

議案第65号 財産の無償譲渡について（和良町安郷野地内）。

議案第66号 財産の無償譲渡について（上土京集会所）。

審査に当たり、議案第64号から議案第66号の3件は関連があるため、一括議題として説明を求め、

一括質疑の後、採決を行いました。

総務部長から、ひるがの地内の土地については、旧来から自治会が所有していたものである。自治会名義では登記できないため旧高鷲村で登記していたが、地縁団体となり名義変更が可能になったため、土地の名義を地元自治会に移す。また、安郷野地内の土地については、自治会として引き続き集会所周辺の市有地を一体的に利用するため、譲渡する。集会所については、施設の効率活用及び自治会組織の活性化を図るために地元自治会に名義を移すとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、議案第64号、議案第65号、議案第66号の3件は、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第64号 財産の無償譲渡について（高鷲町ひるがの地内）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 財産の無償譲渡について（和良町安郷野地内）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第66号 財産の無償譲渡について（上土京集会所）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第68号について(委員長報告・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程49、議案第68号 平成27年度郡上市一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。予算特別委員長、17番 美谷添生君。

17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第68号 平成27年度郡上市一般会計補正予算につきまして、平成28年3月17日開催の第6回予算特別委員会において慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第68号 平成27年度郡上市一般会計補正予算(第5号)について。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上のとおり報告をいたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認め、討論、採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第1号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長（尾村忠雄君） 日程50、議発第1号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第1号

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の制定について

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、地方自治法（昭和22年法律）第67号第112条及び郡上市議会会議規則平成24年郡上市議会議規則第2号第14条の規定により提出する。

平成28年3月18日提出

提出者 郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

賛成者 郡上市議会議員 森 喜 人

賛成者 郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議長 尾村忠雄様

提案理由、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を整備するため、この規定を定めようとする。

この括弧内につきましては、本日可決されました条例でございますので、まだこの号数が定まっておりませんので、空欄とさせていただきます。

次に、第1条から第9条までになる条文がございますが、条文の朗読につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。13番 武藤忠樹君。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番 武藤です。

提案理由にも書いてありますように、けさほど議決をいただきました議案第9号 郡上市議会政務活動費の交付に関する条例の第9条に、この条例に定めるもののほか政務活動費の交付に関し必要な事項は議長が規則で定めるとあります。この条例第9条に基づきまして、この規則を定めようとするものでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議発第1号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、議発第1号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第2号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程51、議発第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第2号

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について

表記について地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成28年3月18日提出

提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

賛成者 郡上市議会議員 上 田 謙 市

賛成者 郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議長 尾村忠雄様

○議会事務局長（長岡文男君） 裏面のほうをお願いをいたします。

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書（案）

地域住民の生活環境の改善や、地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

しかしながら、欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても、我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援・救助等への影響や、通学児童の痛ましい交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

つきましては、国におかれましては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策の総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を図るとともに、整備への財政支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月18日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

以上です。

○議長（尾村忠雄君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書ではありますが、この部分につきましては、全国の無電柱化の推進する市区町村長会が結成されまして、ことしの1月現在で245の自治体の長が名前を連ねております。岐阜県の中においても郡上市を含めて12の市村が加わっておるわけでありまして、まずこのことにつきましては、住民の生活環境の改善、あるいは地域の活性化、とりわけ防災性の向上や安全で快適な景観の形成というようなことがいろいろ観光面も含めてありますが、少し内容を報告させていただきますと、現在、電柱は全国で約3,600万本とも言われております。

今まで、ロンドンやパリなど、海外の都市部ではほぼ100%の地中化を実現している反面、日本

は最も整備が進む東京23区においても7%、大阪市では約5%と言われております。ガスや水道等は地中を通るのに、なぜ日本では電線の地中化は進んでいないのかという現状であります。電気に関しましては、第二次世界大戦後の急激な戦後復興に当たるところの早期復旧について電線につきましては安定供給が求められるので電線化が急ピッチで進められたために、なかなか地中化ができなかったということでもあります。コストのこともあります。

また、ロンドンなど世界の都市では、既に19世紀末時点で町並みは成熟していたことに加え、競合する電気とガスの事業者の公平性を確保するために、当初から送電の地中化が前提であった。ニューヨークのようにいつかは電柱が樹立したこともありましたが、むき出しの電線で感電死事故が多発し、1885年には電柱の新設が禁止された例もあります。

そういった中で日本では、電線を覆うコーティング技術が発達して安全性が保たれたことも、電柱がふえる一因となったところでもあります。

そんな中で、この今国におきましては、国会議員のほうで推進法の成立を目指す動きがあります。その法案の中に、13条の中には、埋設簡易方法の敏速かつ推進費用の縮減ということも図るように調査研究、あるいは技術開発を特に必要として、処置を講ずるような法案の内容にもあります。

そのように、電柱の無電柱化でありますけれども、今国会においても国や政治も本腰を入れ始めて今通常国会においてぜひともこの法案が成立するように諮りたいという願いが出ております。そんな中で郡上市議会においても住民の意識改革も必要な課題であるからこそ、国民的議論の高まりが求められるので、郡上市議会といたしましても、国に対して強く要望を求める意見書を提出するものであります。

議会議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第2号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、議発第2号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第3号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程52、議発第3号 免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

議発第3号

免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成28年3月18日提出

提出者 郡上市議会議員 山 川 直 保

賛成者 郡上市議会議員 古 川 文 雄

賛成者 郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 尾村忠雄様

免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書（案）

国土の7割を占める我が国の森林は、木材の生産はもとより、水源の涵養や土砂の流出防止、生物多様性の保全や地球温暖化防止などの公益的機能を有している。

全国的に、戦後植林した人工林が利用期を迎えており、間伐、主伐等による木材の利用及び主伐後の再造林など、森林資源の循環利用の推進と、それによる森林の公益的機能の発揮が求められている。

しかしながら、郡上市の林業は機械化のおくれなどから生産性が低く収益が少ないため、森林所有者の林業への関心は低下し、森林の手入れが進まず、森林の公益的機能の発揮等に支障を来すことが危惧されている。

こうした中、平成27年度には市内で大型製材工場が稼動し、新たに数万立方メートルの木材需要が創出されることとなった。地域資源を活用した林業、木材関連産業の振興に向け、今後さらに森林の間伐などの適正な整備、主伐などによる木材生産の利用が求められる。

しかし、市内で林業に従事する事業体は年間の素材生産量が比較的少ない個人事業者が多く、生産拡大、利用拡大につなげるための免税軽油制度の対象とならないことが多いのが現状であり、より多くの市内林業者の産業基盤の確立、促進のための方策として林業に使用する機械の動力源である軽油に係る軽油取引税の特例措置の対象制度を現行の素材生産量1,000立方メートル以上から500立方メートル以上へと緩和することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

内閣官房長官

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。1番 山川直保君。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1番 山川です。

提案の趣旨につきましては、この案、今朗読のとおりでございますけれども、つけ加えて申し上げます。

この免税軽油制度の対象制限を軽減してほしいといった意見は、市内の林業者から私にも、また委員会のほうにもそうした声が届いておりました。

林務課での調べによりますと、市内の業者で1,000立方メートル以上出しておる事業者もございますけれども、それ以下の零細、小規模林業者も多く、その中でも少数ではございますが、約3業者からは、こうした制度が500立米以上までに下げいただければ大変ありがたいという旨のアンケート調査が出されております。

これが平成27年度からの、この大型製材工場等の進出によりまして、木材需要が高まる中、こうした声が1つでもある限り、私ども賛成者を含めまして、これを意見書として出すべきというふうに判断をさせていただきました。

なお、これを出すに当たりましては、事務局等にも調べていただきましたけれども、まず、全国のほうの自治体でもこうした意見書は多分初となるかのようにお聞きしておりますけれども、こうしたことが郡上市議会から出されることによりまして、岐阜県の中山間地、または全国の中山間地の自治体の方々もこうした御賛同により全国の制度が変更され、そして林業者が新規参入者、または小規模林業者の生産意欲という向上にもつながるものではないかということを思っております。

素材生産量の1,000立米以上から500立米以上と緩和することに関しまして、ほかの聞き取りの一例を申し上げますと、中山間地選出の国会議員の先生方にもそうした御意見も賜りました。

現在、農業ではこれが行われておりますけれども、今は、例えば郡上で言いますと、スキー場の圧雪車等にも用いられてきております。山の国岐阜、そして郡上の杉の産地といたしましても、ぜひこの法律が通るよう努力したいものと考えております。

議員各位の賛成をよろしくお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第3号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、議発第3号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号から請願第3号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程53、請願第1号 安全保障関連2法（「国際平和支援法」、「平和安全

法制整備法」)の廃止を求める意見書採択についての請願書から、日程55、請願第3号 消費税10%への引き上げ中止を求める請願書までの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成28年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第1号 安全保障関連2法(「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」)の廃止を求める意見書採択についての請願書。

紹介議員から、憲法学者を初めとする多くの法律の専門家が憲法違反だと述べており、かつてないほどの多くの国民がこの安全保障関連2法に反対をしている。国会では十分な説明をされずに採決されており、今も十分な説明がされていない。郡上市議会として、政府の進め方に対し、国民に対して説明が不十分であることなどを含め、慎重に取り扱うように意見書を提出してほしいとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、内閣は憲法を守る義務があるとの意見がありました。

憲法違反ということについては賛否両論あるとの意見がありました。

安全保障関連2法が「戦争につながる」という捉え方には、認識の相違があるとの意見がありました。

日本が国際社会の一員としてやるべきことはやらなければならないとの意見がありました。

憲法は、その時代に合わせた改正が必要と考えるとの意見がありました。

テロを抑圧してもおさまらない中、日本は今の平和憲法のもとで世界の先頭に立って、平和をつくる必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数で本件を不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 消費税10%への引き上げ中止を求める請願書。

紹介議員から、政府はアベノミクスの成果を主張されるが、多くの国民の生活は苦しくなっている。この上、消費税を10%に引き上げられては負担がふえ、景気が悪くなり、ますます生活を圧迫することになる。消費を活発にして経済を活性化することが先決であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から社会保障の充実には財源が必要であり、引き上げはやむを得ないとの意見

がありました。

安定した税収を求めるならば消費税であるとの意見がありました。

大企業は非常に大きな内部留保額を有しているので、法人税率を下げるのではなく、そこに財源確保を求めていくべきであるとの意見がありました。

問題は消費税の率ではなく、何に使うかであるとの意見がありました。

軽減税率も定まっていないことから、慎重に推移を見守っていく必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正昭。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願第2号につきまして、平成28年3月2日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第2号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止を求める意見書採択についての請願書。

紹介議員から、高浜原発3号機は危険性が指摘されているプルサーマル発電で、最終処分の見通しも立っていない。周囲には原子炉が集中し、避難計画が位置づけられている30キロ県内には関西方面の水がめでもある琵琶湖がある。現在4号機も再稼働されようとしているが、福島原発事故の原因究明もできておらず、完全な収束なくしては再稼働できない。郡上市議会として再稼働の停止、自然エネルギーへの転換を求めてほしいとの説明を受けました。

審査の中で、委員から原発の安全性については確かに心配もあるが、自然エネルギーへの転換については、全てが賄えるわけでもなく、原発ゼロを目指すことについては、司法の判断も踏まえてもう少し見守る必要がある。現段階で安全性があると言われているものを早急に中止してほしいという請願について、このまま結論を出すことは難しく、他の自治体の動向も注視しながら審議していきたいとの意見が出されました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員長 古川文雄。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございました。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

請願第1号 安全保障関連2法（「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」）の廃止を求める意見書採択についての請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 請願第1号の安全保障関連2法（「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」）の廃止を求める意見書採択についての委員長報告は不採択でありましたが、私は採択を求めて討論を行いたいと思います。

安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択について、昨年9月19日、参議院で安全保障関連2法の採決が強行されました。

その後、どの世論調査でも同法は違憲、あるいは反対と答えている人が5割から6割、政府は説明不足との回答は8割に上っています。NHKの調査では、安保法制の成立で抑止力が高まり、日本が攻撃を受けるリスクが下がるという政府の説明に、59%の人が納得できないと答えています。廃止を求める国民の運動もさらに大きく広がっています。

日本共産党は戦争法廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の廃棄、立憲主義を守るために野党共闘を提案し、その方向での動きが国会でも地域でも出てきています。

安全保障関連2法は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動など、全てが憲法9条を踏みにじるものです。だからこそ多くの憲法学者や元内閣法制局長官、元最高裁長官や法律家らが繰り返し憲法違反と明快に述べています。

この間、フランスへのテロを初め、有志連合の空爆に報復するものとしてISなどのテロ攻撃が各地に広がっており、安倍首相の中東訪問以来、日本もISのターゲットとなっています。

このような緊迫した情勢の中で、日米両政府は11月3日、8月の通常国会で暴露された内部文書どおり、平時から集団的自衛権行使に至るまでの米軍と自衛隊の一体化、自衛隊を丸ごと動員する常設機関、同盟調整メカニズムの設置と運用で合意するなど、恐ろしい軍事体制づくりを進めています。

同時に、これまで禁じられてきた軍事装備の輸出まで進めようとしており、戦争をしないと決め

た憲法9条を骨抜きにしようとしています。

私は、かつてのベトナム戦争やイラク戦争が武力で解決できなかった歴史をしっかりと受けとめ、平和憲法を持つ日本が武力に頼ることなく、平和貢献することを強く求めます。

3月4日の総務常任委員会では、戦争法には反対できない、戦争法は平和のために必要だとの意見があり、非常に驚きましたが、憲法の立憲主義、平和主義、民主主義は日本国憲法の基本的な部分です。安倍首相の憲法改悪の意図がますます明らかになる中で、私たちは日本国民として、この平和憲法を守り、広めていく努力をしなければならないと深く決意をしているところです。

以上のことから、郡上市議会が関係する国の機関に対し、戦争につながる安全関連2法の廃止を求める意見書を提出させるようお願いをし、安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択について、請願書に対する賛成討論といたします。

議員の皆さんの勇気ある御理解と御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 私はこの請願第1号 安全保障関連2法（「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」）の廃止を求める意見書採択について、意見を採択することに反対の立場で討論をさせていただきます。

我が国日本は、法治国家であります。この法を守るために法の番人がいます。また、警察が組織され抑止力となっております。ところが、国際社会におきましては、この抑止力といったものが機能していないのが現実であります。きょうも北朝鮮からミサイルが飛んできましたが、政府としては非難声明を出すのみにとどまっております。

現在、日本には多くの国際問題が横たわっております。拉致被害者を取り戻せない日本、中国による違法操業がとめられない日本、また、中国、韓国との領土問題が解決できない日本、こういったないづくしの現在の日本をこのままにしておくことはできません。この多くの国際問題を今後どう解決していくかを国民世論として議論しなければならないと思いますが、こういったものに対してまして、対話もなく、ただ反対をするだけのこういった意見書の採択につきましては反対をするものでありますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものでありますが、原案を採択するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) 賛成少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第2号 関西電力高浜原発3号機の再稼働の停止を求める意見書採択についての請願書に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長の報告は閉会中の継続審査にするものであります。委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願第3号 消費税10%への引き上げ中止を求める請願書に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

請願第3号に対する委員長の報告は閉会中の継続審査にするものであります。委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時25分といたします。

(午後 2時14分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時25分)

○議長(尾村忠雄君) ここで、野田議員より発言を求められておりますので、許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 訂正をお願いします。

先ほどの発言の中で、常任委員会で戦争法に反対できんとか、戦争法は平和のために必要だという意見があったということを言いましたけども、戦争法という言い方ではなしに、安保2法とか、安保法ということやったと思いますので、訂正をさせていただきます。

○議長(尾村忠雄君) よろしく申し上げます。

◎陳情第1号から陳情第2号までについて（委員長報告・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程56、陳情第1号 TPPの地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてと日程57、陳情第2号 脳しんとうの周知と予防、その危険性の予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例会におきまして本委員会に審査を付託されました陳情第1号につきまして、平成28年3月2日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

陳情第1号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について。

農林水産部長から、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における大筋合意後、総合的なTPP関連政策大綱の発表を受けて、平成27年12月3日に陳情書が出されたが、その後の情勢の中で、政府は平成27年度補正予算として3,000億円を超えるTPP対策事業を打ち出しているとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で本件を採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。お願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年2月22日開会の平成28年第1回郡上市議会定例におきまして本委員会に審査を付託されました陳情第2号につきまして、平成28年3月3日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

陳情第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について。

教育次長から、郡上市の軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防の現状について説明を受け

ました。

審査の中で、委員から郡上市の総合窓口の設置状況について質問があり、専門の窓口は設置していないとの説明を受けました。

委員から過去のトラブル等の事例について質問があり、学校ではトラブルの事例報告はなく、事故があった場合も原則的に保護者とともに医療機関を受診している。スポーツ団体でも事故等の事例報告はなく、仮に事故があった場合も連絡が受けれる体制を整えている。保育園でも脳しんとうの報告はなく、そのほかの事故が発生した場合は、保護者との綿密な連絡のもと、医療機関の受診につなげているとの説明がありました。

なお、郡上市では充実した対応ができていますが重要な内容であるため、他の自治体の動向も注視しながら審議していきたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成28年3月18日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

陳情第1号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は原案を採択するものであります。委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情1号は採択することに決定いたしました。

陳情第2号 脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

陳情2号に対する委員長の報告は閉会中の継続審査にするものであります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第2号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程58、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。平成28年3月18日提出、郡上市長 日置敏明。

事故和解の報告でございます。1ページをおめくりください。

専決第16号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年2月23日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成27年12月13日、公用車が午後0時ごろ、郡上市八幡町殿町66番地付近において、用務先店舗へ車を寄せる際、歩道にある車両どめコンクリート支柱に接触し、市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は16万2,000円でございます。

次のページをお願いします。専決第17号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年2月25日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成28年1月20日午前11時10分ごろ、郡上市八幡町島谷1102番地2付近において、公用車が相手方宅前をドアをあけた状態で後退した際、相手方宅外壁に車両のドアが接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、12万9,600円でございます。

次ページをお願いします。専決第18号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年2月29日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成27年5月14日午前6時50分ごろ、関市山田地内国道258号線を走行中に、側道から相手方が進入し、ブレーキをかけたが間に合わず、相手に追突した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、2万1,600円でございます。

次のページをお願いします。専決第19号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成28年3月7日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成27年2月7日午前11時50分ごろ、郡上市白鳥町長滝402番地19、道の駅白鳥駐車場において、公用車、マイクロバスでございますけど、が後退にて駐車しようとした際、後続の相手車と接触した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、9万568円でございます。

次のページをお願いします。専決第20号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年3月9日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成28年2月2日午前9時25分ごろ、愛知県名古屋市中村区那古野1丁目43番地14号付近において、公用車が駐車場から後退で道路へ出る際、後方の道路標識に接触した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、5万円でございます。

どうも失礼しました。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） まず、こうした専決を見させていただきますと、特に和解の内容というところを、これだけの文章の中で、その事件、事故というものを想像するわけでございますが、1つ目の16号につきましては、コンクリート支柱で16万円というような、こちらが、市の側が10・0のような形だろうと思うんですけども、どのような支柱かなというのをお聞きしたいことと。

19号のほうなんですけど、これは事故後1年1カ月を用いた和解ということで、1年1カ月もの間、この専決がされなかったという長いものですね。そのほかは1カ月で済んでるものもあるということで、1年1カ月ものという、何か非常なトラブルがあったのか、果たしてこういうことを職員が、運転者が何日も隠しとって、実は超えたなんてことないと思いますけれども、なぜこの1年1カ月も要したのかという点についてお聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） まず16号でございますけど、これはバックしてコンクリート柱にぶつか

ったということでございますので、100・0ということになりまして、これは30センチぐらいの道の横にあるコンクリートのこういう車どめ、入らないようにという、あれに追突したものだということでございます。

それから、19号につきましては、これは当初から報告はありまして、その後にして、割合についてのなかなかお互いの合意ができないと、そういうことでずっと折衝しておったんでございますけど、最終的には、これは市が51、相手が49ということで、当初は相手が市のほうの負担をもっと高く申し出てきましたので、そのところで、市のその割合についてのところの今交渉がございまして、この51対49というところで和解ができたことによるものでございまして、交渉の結果のものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） それにしても長い交渉だなということを思うわけですね。通常、普通の被保険者が保険屋さんを選ぶ際にも、そういった交渉能力の高いとことか、特に事故後の対処の迅速なとことか、そういうところをそうして選ぶわけですけれども、市にとっての、もちろん本人が直接交渉するわけでないでしょうから、そうした賠償の保険が専門な方と思うんですけれども、特に市内の市民とのことのことですから、あった、なかったとか、そういうことがこんなにもかかるはずがないと通常思うわけなんですよ。

ここんとこ、迅速に努めて、1年間も市民の方が気をもんどるわけですね、これ。額が大きい小さいはわかりません、その方にとっては。でも、そうした市民の方々も、その1%をどっちが、ちょっとした過失の違いですよ。6・4とか、3・7とかなら別として、51対49なんていうのは、本当にどうだったかということ。もちろん人身ではないでしょうから、このあたりをもう少し迅速に、そうした市民も長い時間、悩まれたりしないようにできないものないかということを思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） これ市のマイクロバスの駐車場でバックして、後退して駐車帯へ入ろうとしてバックしておるとこへ、国道側から相手車が入ってみえて、そのときの折に衝突したということで、その後の負担割合ということでございますけど、その折に市のほうの運転手についてが相手方に対して、申しわけなかったというようなことを言ったというようなことで、その相手方が、そのことが市が全額というか、もっと負担持ってくれるというふうに思われて、でも実際には、市は交渉につきましては、保険代理所がありますので、保険屋さんに来ていただいて正式な交渉になったと。

その折に、今のようなところで、相手の運転手がこう言った言わないというところがあったところが原因でございますので、このところについては、事故があった場合のマニュアルといいますか、こういったところについての責任問題については、安易に相手の方に言わないとか、そういうところについての一応マニュアルみたいなものを作成して、職員には注意して、そういうことないようにしていきたいと思いますので、気をつけますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、ただいまの案件でございますが、教育委員会のほうの放課後子ども教室、もちろん子どもは乗っておりませんでした。その案件でございますが、これだけ長引きました理由でございますが、実はこの方がお仕事の方がスノーボードのインストラクターをやってみえまして、この事故の起きたときは郡上でやってみえたんですが、この後に一旦山口の実家へ帰られて、その後、南半球のほうへ、外国へ出られまして、そして昨年冬前に戻られて、急いでお話といいますか、連絡をしようと思ったんですが、戻ってきたばかりでもう少し、今その余裕がないというようなことで長引きましたのがその原因でございますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 了解いたしましたけど、総務部長さん、そうしたマニュアルはしっかりと徹底されるべきやと思いますし、市民とのことで、大体見た感じで、市側というのは強い口調でとか、何か出れないと普通は思うんですよ。ですから、普通のこの掛金で損害の賠償のことですから、こういったものは、本当市民の場合ですよ、そういう長く悩まれるとかということなしに、保険屋さんには保険屋さんで、それは点数下げとうないもんで頑張るかもしれませんが、それは総務部長さんの一言でも、そういうことは解決していくことが結構あると思うんですよ。ですから、また今後においては、そういう迅速な対応をお願いしたいことと、マニュアルはしっかりとお願いします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 8 番 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） 報告の書き方のことで聞きますが、16号については当初に公用車とありまして、18号は全くないんですが、公用車と公用車を書かないことには何かありますか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議員御指摘のとおり、書き方で、公用車と本来書いて表示するのが正し

いと思いましたので、先ほど16号については、あえて当初で公用車というふうにさせていただきまして、今後につきましては、こういった書き方の統一のほうもしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 総務部長には、専決のたびに陳謝係御苦労さまだと思いますが、これは、例えば16号の場合に16万2,000円、県のほうへ補償したということですが、コンクリートにぶつかって、こっちのほうの公用車も過ちをしとるということやもんで、この補償の額はわかるんやけど、総額というのがね、こっちのほうの車も直すわけやんな、ぶつかったんやで。その直すものは、どんだけあったんやということの総額が、それぞれの仕事で、あの事故でどのくらいずつあるんかなということ、例えば歩合によって違うもんであれですけども、16万2,000円は相手の分の補償やもんで、事故の車両の分の直しは別にかかるとというふうに思うんで、それも保険のほうで見てくれるというふうに思うんですけども、それぞれの事故が、総額では両方の被害額はどんだけあるんかということ、参考のためにわかれば教えてほしいというふうに思います。

それから、直接専決処分に関係のないことでお聞きしておきたいと思うんですが、公用車の関係でないかもしれませんが、実は今、僕時々、愛宕公園を、一番上の駐車場、愛宕公園に通じてるんで歩いてみるんですが、帰りに、ナンバー付きのマツダのライトバンみたいなもの、何年も動いてない車が1台と、車庫の裏のほうに軽トラの、やっぱりナンバーが消えかけたやつが1台、軽が置いてあるんですよね。

誰か乗っとるんじゃないかと思うてのぞいてみたけど、誰もいないんですけども、最近ずっと動いてないというような車が、駐車場の一番奥地にあるもんですから、これはナンバーついとるということは税金を納めるんか、公用車なら納めんでもええんかわかりませんが、ああいった車のことを一遍調査されたことがあるかどうか、関連してお聞きをしておきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 市の車の自損といいますか、車両保険に入っておりまして、この16号につきましては、10・0ですので、当然市の車両を直しますが、それは保険のほうで全部直していただけるということになってまして、そここのところは資料はございませんけど、ほかのところは負担割合がございますのでわかります。

17号は100・0でございます、10・0ですね。こっちが悪いということで。それで、負担割合が載ってるのは、18号でなりますと、申しわけない、お手元の資料、資料を持っておりますけど、18号でございますけど、ここのところについては、市の損害額は24万5,495円ということで、それ

の——済みません、相手方ですね。相手方が10%ですので、市の損害額は24万5,495円ということですし、相手方の損害額は21万6,000円と、こういうふうな。全ての損害額でございます。市の全ての損害額は24万5,495円で、相手方が21万6,000円かかっておりまして、それに対しての事故割合が90対10というところでなっております。

あと、先ほどの駐車場の車の件でございますけど、それ第3というか、高いとこの。

（「一番高いとこの駐車場」と16番議員の声あり）

○総務部長（三島哲也君） 駐車場のとこでございます。あれは、一番奥のほうの1台ですね。あれ放置された車両が市有地のとこにありまして、それを一旦持ってきて、動かせないもんですから、まず処分できないということで、一旦持ってきて、あそこに置いてある車が1台はあるということをお記憶しております。

ただ、処分のほうが、まだ所有の関係でできませんので処分はしておりませんが、放置してあった車両が1台あって、そういったところで、今あそこに1台、そういった乗られてない車があるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その放置された軽トラについては、今記憶をしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） それでは、以上で報告第2号を終わります。

◎議報告第4号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程59、議報告第4号 議会改革特別委員会の報告について。

議会改革特別委員会より報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたゞき、報告にかえます。

ここで、日程の追加をしたいと思います。

議発第4号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加議事日程及び議案書はお手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。

◎議発第4号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程60、議発第4号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書

についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第4号

ＴＰＰと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について

標記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成28年3月18日提出

提出者 郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

賛成者 郡上市議会議員 古 川 文 雄

賛成者 郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 尾村忠雄様

裏面のほうをお願いいたします。

ＴＰＰと地方創生への万全な国内対策を求める意見書（案）

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉の閣僚会議は、平成27年10月5日に大筋合意内容を発表し、平成28年2月4日に協定の署名を行った。

今回の交渉の大筋合意、協定署名により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。

国においては、平成27年11月25日に総合的なＴＰＰ関連政策大綱を取りまとめ、農林水産業関係について当面必要と考えられる補正予算も可決した。

しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については関税を維持したものの、米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉・豚肉・乳製品においては、関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についてもその大半が関税撤廃されることで、安価な外国農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至である。

かってない市場開放に、今なお生産現場は見通しの立たない将来に不安を抱いている。特に郡上市のような中山間地域及び小規模農家の割合が高い、多い地域にあっては、今後の農業経営及び農村振興について大きな影響が懸念されるところである。

このため、国においては、対策の恒久化を担保するための法整備や財源の安定的な確保など、計画的かつ長期的な支援を確実に実行し、農政新時代に立ち向かおうとしている現場の生産者の努力

や挑戦を全力で支える必要がある。

また、担い手不足や高齢化、生産資材の高騰など慢性的な課題への対応も急務であり、国内農林水産業の体質強化に積極的に取り組むことも必要である。

よって、国において、地方における重要産業である農林水産業が将来にわたり持続的発展が図られるよう、万全の措置を講じることを強く求める。

また、地方創生について、農業戦略及び農村振興政策を取り入れることもあわせて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

内閣官房長官

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） それではここで、提案者の説明を求めます。

9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ただいま朗読をされたとおりでございますけども、ＴＰＰと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてということで、提出者のほうから説明をさせていただきます。

政府が示したＴＰＰ政策大綱及び当面の発動への対策に対して、農業者がＴＰＰに持つ不安を払拭できない状態にあります。

米に関しましても、政府の試算では影響がゼロとした公表に疑問を呈する声は根強く、農業者の不安は消えていないと思っております。

牛肉・豚肉・乳製品においても、関税の撤廃、もしくは段階的な引き下げの影響は大きいと思われる、生産現場では危機感もあります。

本市のような中山間地域で小規模農業者の多い地域にあっては、今後、転作、放棄地の増と相まって、農村地域の崩壊につながりかねないと思うところであります。

よって、国においては、地方における重要な産業である農林水産業が将来にわたり持続的な発展が図られるよう、万全の措置を講じることを強く求めます。議員諸氏の賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第4号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成28年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月22日開会より、本日3月18日までの26日間の大変長い会期に当たりまして、終始御熱心に、かつ真剣に多数の議案の御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

平成28年度の各会計の予算、条例、第2次総合計画の基本構想を初めといたしまして、これからの市政の推進に当たりまして、どれもこれも重要な案件につきまして御議決をいただきました。これによりまして、おかげさまで新年度からの円滑なスタートができる環境を整えていただきました。このことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

審議の過程におきましていただきました御意見、御指摘、御提案などは、今後の市政を推進する上で十分踏まえていかなければならないものと認識をいたしております。

さて、今議会の閉会は、単に平成28年第1回定例会の閉会というにとどまらず、皆様にとりまして、また同時に私にとりましても、平成24年4月に始まりました今任期4年間最後の定例会の閉会ということになります。この4年間に賜りました議員各位の御理解、御協力、御指導に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、この間、議会におかれましては、議会基本条例の制定、あるいは議会報告会の開催など、二元代表制の一翼を担う議事機関として、常にその責任を果たすべく努めてこられ、その姿勢と御努力に対しまして心から敬意を表する次第でございます。

お聞きをいたしますところによれば、今任期限りををもって後進に道を譲られるお考えの議員さんもいらっしゃるかと承っておりますが、そうした皆様方には、長い議員活動に対しまして、その御労苦に対しまして心から敬意を表したいというふうに思います。また、その御指導に対しまして、感謝と御礼を申し上げます。

今後とも、大所高所に立ちまして、郡上市政のこれからについて何かと御指導をいただきますようお願いを申し上げますところでございます。

また、引き続き今後とも市議会議員の重責を担うべく決意をされております皆様方にありましては、ぜひとも所期の目的を達せられて、今後とも御活躍いただきますよう心から念願をする次第でございます。

今議会の締めくくりに当たりまして、以上、御礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成28年第1回郡上市議会定例会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月22日から本日まで26日間にわたり、平成28年度予算を初め、条例改正など多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、改選期・年度末を迎え御多忙の毎日と思いますが、健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第1回郡上市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

（午後 3時10分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人